

議会運営委員会日程

平成24年11月20日（火）

午前10時 502会議室

日程第1 平成24年第4回定例会の日程と運営について

(1) 付議事件

① 議案 ----- 81件

（内訳）

条 例 ----- 52件

事 件 ----- 14件

和 解 ----- 12件

補正予算 ----- 3件

② 諮問 ----- 1件

③ 報告 ----- 1件

④ 請願・陳情

◇閉会中の継続審査となった請願で審査を終わり報告されるもの

総務委員会----- 0件

市民委員会----- 0件

健康福祉委員会----- 0件

まちづくり委員会----- 0件

環境委員会----- 0件

議会運営委員会----- 0件

◇平成24年第3回定例会後、本日までに受理したもの

請 願 ----- 0件

陳 情 ----- 5件

⑤ 意見書案 ----- 0件

(2) 分割議決議案

① 議案第254号 平成24年度川崎市一般会計補正予算

[自席質疑（ご意見等を含む。）の後、直ちに起立により採決]

(3) 追加議案

（11月29日頃提出予定）

① 訴訟上の和解について

(1 2月11日頃提出予定)

②人権擁護委員の候補者の推薦について

③川崎市市民オンブズマンの選任について

(4) 会議録署名議員 (敬称略)

20番 露木明美 22番 浜田昌利 28番 山崎直史

(5) 質疑・質問・討論等の発言の会派順序

自民党、公明党、民主党、共産党、みんなの党

(6) 一般質問

(7) 会期及び会期日程案

11月26日(月)から12月19日(水)までの24日間

別紙「平成24年第4回川崎市議会定例会会期日程(案)」参照

日程第2 不服申立てに関する諮問の採決方法について

日程第3 地方自治法の改正に伴う会議規則及び委員会条例の改正について

日程第4 今後の議会改革等の検討課題について

(1) 予特委員会の常設化等の検討

(2) 請願・陳情の審査等の取扱いに関するあり方

日程第5 交渉会派の人数について

日程第6 発言通告時間の見直しについて

日程第7 その他

平成24年第4回川崎市議会定例会会期日程(案)

| 日 | 曜日 | 本会議 | 委員会等 | 摘 | 要 |
|-------|----|--------------|----------------|--|--------------------|
| 11/26 | 月 | 本会議 (第1日) | | 開会、諸報告、会議録署名議員の指名、会期の決定、議案上程、提案説明、分割議案に対する議事(自席質疑、採決)、散会 | |
| 27 | 火 | | | | |
| 28 | 水 | | | (審査中の請願・陳情にかかわる質問の通告締切日 午後3時) (第1回請願・陳情締切日 午後5時) | |
| 29 | 木 | | 議会運営委員会 委員会 | 追加議案、12月6日の本会議の運営について (代表質問発言通告締切日 午後1時) | |
| 30 | 金 | | | | |
| 12/1 | 土 | | | | |
| 2 | 日 | | | | |
| 3 | 月 | | | | |
| 4 | 火 | | | | |
| 5 | 水 | 本会議 (第2日) | | 再開、代表質問(自民党、公明党)、延会 | |
| 6 | 木 | 本会議 (第3日) | 正副委員長会議 | 再開、代表質問(民主党、共産党、みんなの党)、委員会付託(請願・陳情含む)、追加議案に対する議事、散会 | |
| 7 | 金 | | 委員会 | | |
| 8 | 土 | | | | |
| 9 | 日 | | | | |
| 10 | 月 | | 委員会 | (一般質問発言通告締切日 午後1時) (討論発言通告締切日 午後3時) | |
| 11 | 火 | | 議会運営委員会 | 追加議案(人事案件)、12日の本会議の運営、一般質問等について | |
| 12 | 水 | 本会議 (第4日) | | 再開、委員長報告、討論、採決、人事案件に対する議事、その他、散会 | |
| 13 | 木 | | | | |
| 14 | 金 | | | | |
| 15 | 土 | | | | |
| 16 | 日 | | | | |
| 17 | 月 | | | | (第2回請願・陳情締切日 午後5時) |
| 18 | 火 | 本会議 (第5日) | | 再開、一般質問、延会 | |
| 19 | 水 | 本会議 (第6日) | 正副委員長会議 | 再開、一般質問、請願・陳情、閉会 | |

* 発言の会派順位 自民党、公明党、民主党、共産党、みんなの党

平成24年第4回川崎市議会定例会
議事日程第1号

平成24年11月26日(月)
午前10時 開 会

第 1

会議録署名議員の指名

第 2

会期の決定

第 3

- 議案第176号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第177号 川崎市とどろきアリーナ条例及び川崎市武道館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第178号 川崎市体育館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第179号 川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第180号 川崎市暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について
議案第181号 川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の制定について
議案第182号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について
議案第183号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について
議案第184号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について
議案第185号 川崎市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について
議案第186号 川崎市環境影響評価に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第187号 川崎市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する条例の制定について
議案第188号 川崎市美容師法施行条例の制定について
議案第189号 川崎市美容師法施行条例の制定について
議案第190号 川崎市興行場法施行条例の制定について
議案第191号 川崎市旅館業法施行令に基づく施設の構造設備の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第192号 川崎市公衆浴場法施行条例の制定について
議案第193号 川崎市クリーニング業法施行条例の制定について
議案第194号 川崎市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の制定について
議案第195号 川崎市診療所における専属薬剤師の配置基準に関する条例の制定について
議案第196号 川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について
議案第197号 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について
議案第198号 川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について
議案第199号 川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について
議案第200号 川崎市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の制定について
議案第201号 川崎市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の制定について
議案第202号 川崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の制定について
議案第203号 川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の制定について
議案第204号 川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の制定について
議案第205号 川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の制定について
議案第206号 川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の制定について
議案第207号 川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の制定について
議案第208号 川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の制定について
議案第209号 川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について
議案第210号 川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について
議案第211号 川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の制定について
議案第212号 川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の制定について
議案第213号 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

| | |
|---------|--|
| 議案第214号 | 川崎市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第215号 | 川崎市道路の構造の技術的基準に関する条例の制定について |
| 議案第216号 | 川崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例の制定について |
| 議案第217号 | 川崎市道路標識の寸法の基準に関する条例の制定について |
| 議案第218号 | 川崎市道路附属物自転車等駐車場の標識の設置に関する条例の制定について |
| 議案第219号 | 川崎市準用河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定について |
| 議案第220号 | 川崎市雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置に関する条例の制定について |
| 議案第221号 | 川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第222号 | 川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び川崎市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第223号 | 川崎市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定について |
| 議案第224号 | 川崎市水道条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第225号 | 川崎市下水道条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第226号 | 川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第227号 | 川崎市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第228号 | 生田緑地、川崎市岡本太郎美術館、川崎市立日本民家園及び川崎市青少年科学館の指定管理者の指定について |
| 議案第229号 | 当せん金付証券発売の限度額について |
| 議案第230号 | 堤根処理センター基幹的整備工事請負契約の締結について |
| 議案第231号 | はるひ野小中学校校舎増築工事請負契約の締結について |
| 議案第232号 | 川崎競輪場西側施設・選手管理棟改築工事請負契約の締結について |
| 議案第233号 | 南部地域療育センターの指定管理者の指定について |
| 議案第234号 | 川崎市北部リハビリテーションセンターの指定管理者の指定について |
| 議案第235号 | 社会復帰訓練所の指定管理者の指定について |
| 議案第236号 | 川崎市視覚障害者情報文化センターの指定管理者の指定について |
| 議案第237号 | 川崎市百合丘老人いこいの家の指定管理者の指定について |
| 議案第238号 | 川崎駅北口自由通路等整備工事委託等契約の締結について |
| 議案第239号 | 横浜市道路線の認定の承諾について |
| 議案第240号 | 市道路線の認定及び廃止について |
| 議案第241号 | 川崎市入江崎余熱利用プールの指定管理者の指定について |
| 議案第242号 | 訴訟上の和解について |
| 議案第243号 | 訴訟上の和解について |
| 議案第244号 | 訴訟上の和解について |
| 議案第245号 | 訴訟上の和解について |
| 議案第246号 | 訴訟上の和解について |
| 議案第247号 | 訴訟上の和解について |
| 議案第248号 | 訴訟上の和解について |
| 議案第249号 | 訴訟上の和解について |
| 議案第250号 | 訴訟上の和解について |
| 議案第251号 | 訴訟上の和解について |
| 議案第252号 | 訴訟上の和解について |
| 議案第253号 | 訴訟上の和解について |
| 議案第254号 | 平成24年度川崎市一般会計補正予算 |
| 議案第255号 | 平成24年度川崎市一般会計補正予算 |
| 議案第256号 | 平成24年度川崎市下水道事業会計補正予算 |
| 諮問第 1号 | 下水道使用料の徴収に関する処分に係る審査請求について |
| 報告第 19号 | 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について |

議会への諮問の主な例

【川崎市での過去の例】

- 1 鉄道線路を道路法による道路に敷設しようとする線路敷設許可申請に対し、道路管理者である地方公共団体の長が意見を求められたときの諮問（鉄道事業法第61条）
*平成5年第3回定例会
- 2 公有水面埋立に関する変更許可申請があったときの諮問（公有水面埋立法第3条）
*昭和48年第5回定例会

【上記以外の諮問の例】

- 3 常勤、非常勤職員の給与その他の給付に関する異議申立て又は審査請求があったときの諮問（地方自治法第206条）
- 4 分担金、使用料、加入金、手数料の賦課徴収に関する審査請求又は異議申立てがあったときの諮問（地方自治法第229条）
- 5 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の歳入についての督促、滞納処分に関する審査請求又は異議申立てがあったときの諮問（地方自治法第231の3）
- 6 行政財産を使用する権利に関する異議申立て又は審査請求があったときの諮問（地方自治法第238の7）
- 7 職員の賠償責任に関する異議申立てがあったときの諮問（地方自治法第243の2）
- 8 公の施設を使用する権利に関する異議申立て又は審査請求があったときの諮問（地方自治法第244の4）
- 9 人事委員会、公平委員会委員の事務職員の給与その他の給付に関する不服申立てがなされた場合の諮問（地方公務員法第12条）

関係法令（抜粋）

○地方自治法

（分担金等の徴収に関する処分についての不服申立て）

第229条 第138条の4第1項に規定する機関がした使用料又は手数料の徴収に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。

2 前項に規定する機関以外の機関がした分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

3 分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求又は異議申立てに関する行政不服審査法第14条第1項本文又は第45条の期間は、当該処分を受けた日の翌日から起算して30日以内とする。

4 普通地方公共団体の長は、前項の処分についての審査請求又は異議申立てがあったときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

5 議会は、前項の規定による諮問があった日から20日以内に意見を述べなければならない。

6 第4項の審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を受けた後でなければ、第三項の処分については、裁判所に出訴することができない。

[参 考]

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

○行政不服審査法

(不服申立ての種類)

第3条 この法律による不服申立ては、行政庁の処分又は不作為について行なうものにあつては審査請求又は異議申立てとし、審査請求の裁決を経た後さらに行なうものにあつては再審査請求とする。

2 審査請求は、処分をした行政庁（以下「処分庁」という。）又は不作為に係る行政庁（以下「不作為庁」という。）以外の行政庁に対してするものとし、異議申立ては、処分庁又は不作為庁に対してするものとする。

(裁決)

第40条 審査請求が法定の期間経過後にされたものであるとき、その他不適法であるときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。

2 審査請求が理由がないときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。

3 処分（事実行為を除く。）についての審査請求が理由があるときは、審査庁は、裁決で、当該処分の全部又は一部を取り消す。

4 事実行為についての審査請求が理由があるときは、審査庁は、処分庁に対し当該事実行為の全部又は一部を撤廃すべきことを命ずるとともに、裁決で、その旨を宣言する。

5 前2項の場合において、審査庁が処分庁の上級行政庁であるときは、審査庁は、裁決で当該処分を変更し、又は処分庁に対し当該事実行為を変更すべきことを命ずるとともに裁決でその旨を宣言することもできる。ただし、審査請求人の不利益に当該処分を変更し、又は当該事実行為を変更すべきことを命ずることはできない。

6 処分が違法又は不当ではあるが、これを取り消し又は撤廃することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、審査請求人の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮したうえ、処分を取り消し又は撤廃することが公共の福祉に適合しないと認めるときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却することができる。この場合には、審査庁は、裁決で、当該処分が違法又は不当であることを宣言しなければならない。

(決定)

第47条 異議申立てが法定の期間経過後にされたものであるとき、その他不適法であるときは、処分庁は、決定で、当該異議申立てを却下する。

2 異議申立てが理由がないときは、処分庁は、決定で、当該異議申立てを棄却する。

3 処分（事実行為を除く。）についての異議申立てが理由があるときは、処分庁は、決定で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、異議申立人の不利益に当該処分を変更することができず、また、当該処分が法令に

基づく審議会その他の合議制の行政機関の答申に基づいてされたものであるときは、さらに当該行政機関に諮問し、その答申に基づかなければ、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更することができない。

- 4 事実行為についての異議申立てが理由があるときは、処分庁は、当該事実行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更するとともに、決定で、その旨を宣言する。ただし、異議申立人の不利益に事実行為を変更することができない。
- 5 処分庁は、審査請求をすることもできる処分に係る異議申立てについて決定をする場合には、異議申立人が当該処分につきすでに審査請求をしている場合を除き、決定書に、当該処分につき審査請求をすることができる旨並びに審査庁及び審査請求期間を記載して、これを教示しなければならない。

[参 考]

(審査請求期間)

- 第14条 審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内（当該処分について異議申立てをしたときは、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内）に、しなければならない。ただし、天災その他審査請求をしなかったことについてやむをえない理由があるときは、この限りでない。

(異議申立期間)

- 第45条 異議申立ては、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内にしなければならない。

議会運営の手引き新旧対照表（案）

【諮問に対する答申に関する部分の改正】

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>第3章 本会議 (略)</p> <p>第11節 表決 (略)</p> <p>72 諮問に対する答申については、「異議ない旨回答する。」ことに賛成する者の起立を求めるとは、<u>ただし、不服申立てに関する諮問に対する答申については、「却下すべきもの（棄却すべきもの、認容すべきもの等）と回答する。」ことに賛成する者の起立を求めるとは。</u></p> | <p>第3章 本会議 (略)</p> <p>第11節 表決 (略)</p> <p>72 諮問に対する答申については、「異議ない旨回答する。」ことに賛成する者の起立を求めるとは。</p> |

地方自治法改正の改正概要及び会議規則・委員会条例改正の検討事項

| 項目 | 改正の概要 | 規則・条例の改正 | 検討事項等 | 新旧対照表 改正後該当規定 |
|---|--|------------------------------------|--|--|
| 1 長が招集義務を果たさない場合の議長の臨時会招集権の付与(101条、102条) | 平成18年の地方自治法の改正により、議会による臨時会招集請求が可能となった。請求後、長により臨時会が招集されない場合の議会の臨時会招集権を新たに規定された。 | — | 会議規則等の改正の必要なし。 | — |
| 2 会期制度(102条の2) | 条例により定例会、臨時会の区分を設けず、通年の会期とすることができる。 | 定例会の回数を定める条例の改正 または 新たな条例を制定 | 現行の条例の中で通年とする会期を定めるか、または、法102条の2に基づき新たに条例を制定するかその必要性も含め検討する。 なお、本件は議会運営全般に関わる事項であるため、議会運営検討協議会での検討結果や議会運営委員会での十分な議論が必要と考えられる。(議会運営検討協議会継続検討事項「9会期の見直し」) | — |
| 3 委員会に関する規定の簡素化(109条) | 委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任方法、在任期間等について法で定めていた事項が条例に委任された。 ① 常任委員の所属 ② 委員の任期 ③ 委員の選任 | 委員会条例の改正 | ①については、法の従来の規定では「少なくとも一〇一の常任委員となるもの」となっていたが、本市議会では一つの常任委員会に所属している現状を踏まえ、常任委員の所属について規定することを検討する。 ②については、常任委員の任期は既に条例に規定されているが、議運委員及び特別委員の任期の規定がなくなるため、新たに規定することを検討する。 ③については、法の従来の規定では「会期の始めに議会で選任する」となっていたが、本市議会の実態に則していない規定であることから、規定しないことも含め検討する。また、閉会中の選任についても検討する。 | ① 委員会条例第2条第1項 ② 委員会条例第4条第3項、第5条第3項 ③ 委員会条例第6条第2項 |

| | 項目 | 改正の概要 | 規則・条例の改正 | 検討事項等 | 新旧対照表 改正後該当規定 |
|---|--------------------------|----------------------------------|----------|------------------------------|------------------|
| 4 | 所管事務の調査 (109条第3項) | 条ずれ 法第109条の2第4項が法第109条第3項と改正された。 | 会議規則の改正 | 会議規則第73条第2項での引用部分を改正する必要がある。 | 会議規則第73条第2項 |
| 5 | 本会議における公聴会の開催(115条の2第1項) | 本会議での公聴会の開催が可能となるよう新たに法に規定された。 | 会議規則の改正 | 会議規則に規定することを検討する。 | 会議規則第99条～第104条 |
| 6 | 本会議における参考人の招致(115条の2第2項) | 本会議での参考人の招致が可能となるよう新たに法に規定された。 | 会議規則の改正 | 会議規則に規定することを検討する。 | 会議規則第105条 |
| 7 | 修正の動議 (115条の3) | 条ずれ 法第115条の2が法第115条の3と改正された。 | 会議規則の改正 | 会議規則第16条での引用部分を改正する必要がある。 | 会議規則第16条 |

地 方 自 治 法 の 主 な 改 正 内 容

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>[招集] 第 101 条 (略) ②～④ (略)</p> <p>⑤ <u>第 2 項の規定による請求のあった日から 20 日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第 1 項の規定にかかわらず、議長は、臨時会を招集することができる。</u></p> <p>⑥ <u>第 3 項の規定による請求のあった日から 20 日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第 1 項の規定にかかわらず、議長は、第 3 項の規定による請求をした者の申出に基づき、当該申出のあった日から、都道府県及び市にあっては 10 日以内、町村にあっては 6 日以内に臨時会を招集しなければならない。</u></p> <p>⑦ (略)</p> | <p>[招集] 第 101 条 普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の長がこれを招集する。</p> <p>② 議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。</p> <p>③ 議員の定数の 4 分の 1 以上の者は、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。</p> <p>④ 前 2 項の規定による請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、請求のあった日から 20 日以内に臨時会を招集しなければならない。</p> <p>⑤ 招集は、開会の日前、都道府県及び市にあっては 7 日、町村にあっては 3 日までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。</p> |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>[定例会及び臨時会] 第102条 (略) ②～④ (略)</p> <p>⑤ <u>前条第5項又は第6項の場合においては、前項の規定にかかわらず、議長が、同条第2項又は第3項の規定による請求において示された会議に付議すべき事件を臨時会に付議すべき事件として、あらかじめ告示しなければならぬ。</u></p> <p>⑥ <u>臨時会の開会中に緊急を要する事件があるときは、前3項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。</u></p> <p>⑦ (略)</p> | <p>[定例会及び臨時会] 第102条 普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨時会とする。 ② 定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。 ③ 臨時会は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する。 ④ 臨時会に付議すべき事件は、普通地方公共団体の長があらかじめこれを告示しなければならない。</p> <p>⑤ <u>臨時会の開会中に緊急を要する事件があるときは、前2項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。</u></p> <p>⑥ <u>普通地方公共団体の議会の会期及びその延長並びにその開閉に関する事項は、議会がこれを定める。</u></p> |

| 新 | 旧 |
|---|--------------|
| <p>〔会期制度〕</p> <p>第102条の2 <u>普通地方公共団体の議会は、前条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる。</u></p> <p>② <u>前項の議会は、第4項の規定により招集しなければならぬものとされる場合を除き、前項の条例で定める日の到来をもつて、普通地方公共団体の長が当該日にこれを招集したものとみなす。</u></p> <p>③ <u>第1項の会期中において、議員の任期が満了したとき、議会が解散されたとき又は議員が全くなつたときは、同項の規定にかかわらず、その任期満了の日、その解散の日又はその議員が全くなつた日をもつて、会期は終了するものとする。</u></p> <p>④ <u>前項の規定により会期が終了した場合には、普通地方公共団体の長は、同項に規定する事由により行われた一般選挙により選出された議員の任期が始まる日から30日以内に議会を招集しなければならぬ。この場合においては、その招集の日から同日後の最初の第1項の条例で定める日の前日までを会期とするものとする。</u></p> <p>⑤ <u>第3項の規定は、前項後段に規定する会期について準用する。</u></p> <p>⑥ <u>第1項の議会は、条例で、定期的に会議を開く日（以下「定例日」という。）を定めなければならない。</u></p> <p>⑦ <u>普通地方公共団体の長は、第1項の議会の議長に対し、会議に付議すべき事件を示して定例日以外の日において会議を開くことを請求することができる。この場合において、議長は、当該請求のあった日から、都道府県及び市にあっては7日以内、町村にあっては3日以内に会議を開かなければならない。</u></p> | <p>◆規定なし</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p><u>ればならない。</u></p> <p>⑧ <u>第 1 項の場合における第 74 条第 3 項、第 121 条第 1 項、第 243 条の 3 第 2 項及び第 3 項並びに第 252 条の 39 第 4 項の規定の適用については、第 74 条第 3 項中「20 日以内に議会を招集し、」とあるのは「20 日以内に」と、第 121 条第 1 項中「議会の審議」とあるのは「定例日に開かれる会議の審議又は議案の審議」と、第 243 条の 3 第 2 項及び第 3 項中「次の議会」とあるのは「次の定例日に開かれる会議」と、第 252 条の 39 第 4 項中「20 日以内に議会を招集し」とあるのは「20 日以内に」とする。</u></p> | |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>[常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会]</p> <p><u>第 109 条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。</u></p> <p>② <u>常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。</u></p> <p>③ <u>議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>議会の運営に関する事項</u> 2 <u>議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項</u> 3 <u>議長の諮問に関する事項</u> <p>④ <u>特別委員会は、議会の議決により付議された事件を審査する。</u></p> <p>⑤ <u>第 115 条の 2 の規定は、委員会について準用する。</u></p> <p>⑥ <u>委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。</u></p> <p>⑦ <u>前項の規定による議案の提出は、文書をもってしなければならない。</u></p> <p>⑧ <u>委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。</u></p> <p>⑨ <u>各項に定めるもののほか、委員の選任その他委員会に関し必要な事項は、条例で定める。</u></p> | <p>[常任委員会]</p> <p><u>第 109 条 普通地方公共団体の議会は、条例で常任委員会を置くことができる。</u></p> <p>② <u>議員は、少なくとも一もの常任委員となるものとし、常任委員は、会期の始めに議会において選任し、条例に特別の定めがある場合を除くほか議員の任期中在任する。</u></p> <p>③ <u>前項の規定にかかわらず、閉会中においては、議長が、条例で定めるところにより、常任委員を選任することができる。</u></p> <p>④ <u>常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する。</u></p> <p>⑤ <u>常任委員会は、予算その他重要な議案、陳情等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。</u></p> <p>⑥ <u>常任委員会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。</u></p> <p>⑦ <u>常任委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。</u></p> <p>⑧ <u>前項の規定による議案の提出は、文書をもってしなければならない。</u></p> <p>⑨ <u>常任委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。</u></p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| | <p>[議会運営委員会]</p> <p><u>第109条の2</u> 普通地方公共団体の議会は、条例で議会運営委員会を置くことができる。</p> <p><u>②</u> 議会運営委員は、会期の始めに議会において選任し、条例に特別の定めがある場合を除くほか、議員の任期中在任する。</p> <p><u>③</u> 前項の規定にかかわらず、閉会中においては、議長が、条例で定めるところにより、議会運営委員を選任することができる。</p> <p><u>④</u> 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1</u> 議会の運営に関する事項 <u>2</u> 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 <u>3</u> 議長の諮問に関する事項 <p><u>⑤</u> 前条第5項から第9項までの規定は、議会運営委員会について準用する。</p> |

| 新 | 旧 |
|----------------------------|--|
| <p>第 110 条及び第 111 条 削除</p> | <p>[特別委員会]</p> <p>第 110 条 普通地方公共団体の議会は、条例で特別委員会を置くことができる。</p> <p>② 特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。</p> <p>③ 前項の規定にかかわらず、閉会中においては、議長が、条例で定めるところにより、特別委員を選任することができる。</p> <p>④ 特別委員会は、会期中に限り、議会の議決により付議された事件を審査する。ただし、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することを妨げない。</p> <p>⑤ 第 109 条第 5 項から第 8 項までの規定は、特別委員会について準用する。</p> <p>[条例事項]</p> <p>第 111 条 前 3 条に定めるものを除くほか、委員会に関し必要な事項は、条例でこれを定める。</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>〔公聴会及び参考人の出頭〕</p> <p><u>第 115 条の 2</u> 普通地方公共団体の議会は、会議において、<u>予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。</u></p> <p>② <u>普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。</u></p> <p>〔修正動議発議の手続〕</p> <p><u>第 115 条の 3</u> (略)</p> | <p>〔修正動議発議の手続〕</p> <p><u>第 115 条の 2</u> 普通地方公共団体の議会が議案に対する修正の動議を議題とするに当たっては、議員の定数の <u>12 分の 1</u> 以上の者の発議によらなければならない。</p> |

【川崎市議会会議規則検討用資料】

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>○川崎市議会会議規則</p> <p>昭和31年9月28日議会規則第1号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条～第12条)</p> <p>第2章 議案及び動議 (第13条～第18条)</p> <p>第3章 議事日程 (第19条～第23条)</p> <p>第4章 選挙 (第24条～第32条)</p> <p>第5章 議事 (第33条～第47条)</p> <p>第6章 発言 (第48条～第63条)</p> <p>第7章 委員会 (第64条～第77条)</p> <p>第8章 表決 (第78条～第89条)</p> <p>第9章 請願 (第90条～第96条)</p> <p>第10章 秘密会 (第97条・第98条)</p> | <p>○川崎市議会会議規則</p> <p>昭和31年9月28日議会規則第1号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条～第12条)</p> <p>第2章 議案及び動議 (第13条～第18条)</p> <p>第3章 議事日程 (第19条～第23条)</p> <p>第4章 選挙 (第24条～第32条)</p> <p>第5章 議事 (第33条～第47条)</p> <p>第6章 発言 (第48条～第63条)</p> <p>第7章 委員会 (第64条～第77条)</p> <p>第8章 表決 (第78条～第89条)</p> <p>第9章 請願 (第90条～第96条)</p> <p>第10章 秘密会 (第97条・第98条)</p> |
| <p>第11章 公聴会及び参考人 (第99条～第105条)</p> <p>第12章 辞職及び資格の決定 (第106条～第110条)</p> <p>第13章 規律 (第111条～第119条)</p> <p>第14章 懲罰 (第120条～第125条)</p> <p>第15章 会議録 (第126条～第130条)</p> <p>第16章 協議又は調整を行うための場 (第131条)</p> <p>第17章 議員の派遣 (第132条)</p> <p>第18章 補則 (第133条)</p> <p>附則</p> <p>(修正の動議)</p> <p>第16条 修正の動議は、その案をそなえ、<u>法第115条の3</u>の規定によるものについては、所定の発議者が連署し、その他のものについては、2人以上の賛成者と<u>共に</u>連署して、議長に提出しなければならぬ。</p> | <p>第11章 辞職及び資格の決定 (第99条～第103条)</p> <p>第12章 規律 (第104条～第112条)</p> <p>第13章 懲罰 (第113条～第118条)</p> <p>第14章 会議録 (第119条～第123条)</p> <p>第15章 協議又は調整を行うための場 (第124条)</p> <p>第16章 議員の派遣 (第125条)</p> <p>第17章 補則 (第126条)</p> <p>附則</p> <p>(修正の動議)</p> <p>第16条 修正の動議は、その案をそなえ、<u>法第115条の2</u>の規定によるものについては、所定の発議者が連署し、その他のものについては、2人以上の賛成者と<u>ともに</u>連署して、議長に提出しなければならぬ。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(所管事務の調査)</p> <p>第73条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならぬ。</p> <p>2 議会運営委員会が法第109条第3項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。</p> <p><u>第11章 公聴会及び参考人</u> (公聴会開催の手続)</p> <p>第99条 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。</p> <p>(参考)</p> <p>委員会条例 (公聴会開催の手続)</p> <p>第22条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならぬ。</p> <p>2 前項の承認をしたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聞こうとする案件を公示する。</p> | <p>(所管事務の調査)</p> <p>第73条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならぬ。</p> <p>2 議会運営委員会が法第109条の2第4項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。</p> |
| <p>(意見を述べようとする者の申出)</p> <p>第100条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。</p> <p>(公述人の決定)</p> <p>第101条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の者の中から、議会において定め、議長から本人にその</p> | <p>会議規則に公聴会の規定を盛り込む場合は、「その他必要な事項」を加える改正を委員会条例においても行う。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|-----|
| <p><u>旨を通知する。</u></p> <p>2 <u>あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。</u></p> <p><u>(公述人の発言)</u></p> <p>第102条 <u>公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。</u></p> <p>3 <u>公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。</u></p> <p><u>(議員と公述人の質疑)</u></p> <p>第103条 <u>議員は、公述人に対し質疑をすることができる。</u></p> <p>2 <u>公述人は、議員に対し質疑をすることができない。</u></p> <p><u>(代理人又は文書による意見の陳述)</u></p> <p>第104条 <u>公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合、この限りでない。</u></p> | |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(参考人)</p> <p>第105条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>(参考)</p> <p>委員会条例 (参考人)</p> <p>第28条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならぬ。</p> <p>2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>2 参考人については、第102条（公述人の発言）、第103条（議員と公述人の質疑）及び第104条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。</p> <p>第12章 辞職及び資格の決定</p> <p>第106条 (略)</p> <p>第107条 (略)</p> <p>第108条 (略)</p> <p>第109条 (略)</p> <p>第110条 (略)</p> <p>第13章 規律</p> <p>第111条 (略)</p> <p>(携帯品)</p> <p>第112条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、襟巻、つえ、</p> | <p>第11章 辞職及び資格の決定</p> <p>第99条 (略)</p> <p>第100条 (略)</p> <p>第101条 (略)</p> <p>第102条 (略)</p> <p>第103条 (略)</p> <p>第12章 規律</p> <p>第104条 (略)</p> <p>(携帯品)</p> <p>第105条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、えり巻、</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長又は委員長長の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p>第113条 (略) 第114条 (略) 第115条 (略) 第116条 (略) 第117条 (略) 第118条 (略)</p> <p>(議長の秩序保持権)</p> <p>第119条 全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要がある<u>と認めるときは</u>、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>第14章 懲罰</p> <p>第120条 (略) 第121条 (略)</p> <p>(戒告又は陳謝の方法)</p> <p>第122条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって行うものとする。</p> <p>第123条 (略) 第124条 (略) 第125条 (略)</p> <p>第15章 会議録</p> <p>第126条 (略)</p> | <p>つえ、<u>かさ</u>の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長又は委員長長の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p>第106条 (略) 第107条 (略) 第108条 (略) 第109条 (略) 第110条 (略) 第111条 (略)</p> <p>(議長の秩序保持権)</p> <p>第112条 <u>すべて規律に関する問題は</u>、議長が定める。ただし、議長は、必要がある<u>と認めるときは</u>、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>第13章 懲罰</p> <p>第113条 (略) 第114条 (略)</p> <p>(戒告又は陳謝の方法)</p> <p>第115条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって行うものとする。</p> <p>第116条 (略) 第117条 (略) 第118条 (略)</p> <p>第14章 会議録</p> <p>第119条 (略)</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>第127条 (略)</p> <p>(会議録に掲載しない事項)</p> <p>第128条 前条の会議録には、秘密会の議事又は議長が取消しを命じた発言及び第62条(発言の取消又は訂正)の規定により取り消した発言は掲載しない。</p> <p>第129条 (略)</p> <p>第130条 (略)</p> <p>第131条 第16章 協議又は調整を行うための場</p> <p>第132条 第17章 議員の派遣</p> <p>第133条 (略)</p> <p>別表 (第131条関係) (略)</p> | <p>第120条 (略)</p> <p>(会議録に掲載しない事項)</p> <p>第121条 前条の会議録には、秘密会の議事又は議長が取消しを命じた発言及び第62条(発言の取消又は訂正)の規定により取消した発言は掲載しない。</p> <p>第122条 (略)</p> <p>第123条 (略)</p> <p>第124条 第15章 協議又は調整を行うための場</p> <p>第125条 第16章 議員の派遣</p> <p>第126条 (略)</p> <p>別表 (第124条関係) (略)</p> |

【川崎市議会委員会条例改正検討用資料】

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>○川崎市議会委員会条例 昭和31年10月1日条例第17号 (常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及び所管)</p> <p>第2条 案1 議員は、それぞれ一の常任委員となるものとする。 案2 議員は、<u>少なくとも一</u>の常任委員となるものとする。 案3 <常任委員の所属に関する規定を特に設けない></p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 13人</p> <p>ア 総務局、総合企画局、財政局及び教育委員会の所管に関すること。 イ 他の常任委員会の所管に属しないこと。</p> <p>(2) 市民委員会 12人 市民・こども局、経済労働局及び港湾局の所管に関すること。</p> <p>(3) 健康福祉委員会 12人 健康福祉局、病院局及び消防局の所管に関すること。</p> <p>(4) まちづくり委員会 12人 まちづくり局及び建設緑政局の所管に関すること。</p> <p>(5) 環境委員会 11人 環境局、上下水道局及び交通局の所管に関すること。</p> <p>(議会運営委員会の設置)</p> <p>第4条 議会に議会運営委員会を置く。</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は、13人とする。</p> <p>3 前項の委員は、<u>議員の任期中</u>在任する。</p> <p>4 補欠委員の任期は、<u>前任者の残任期間</u>とする。</p> | <p>○川崎市議会委員会条例 昭和31年10月1日条例第17号 (常任委員会の名称、委員定数及び所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 13人</p> <p>ア 総務局、総合企画局、財政局及び教育委員会の所管に関すること。 イ 他の常任委員会の所管に属しないこと。</p> <p>(2) 市民委員会 12人 市民・こども局、経済労働局及び港湾局の所管に関すること。</p> <p>(3) 健康福祉委員会 12人 健康福祉局、病院局及び消防局の所管に関すること。</p> <p>(4) まちづくり委員会 12人 まちづくり局及び建設緑政局の所管に関すること。</p> <p>(5) 環境委員会 11人 環境局、上下水道局及び交通局の所管に関すること。</p> <p>(議会運営委員会の設置)</p> <p>第4条 議会に議会運営委員会を置く。</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は、13人とする。</p> <p>3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> |

(特別委員会の設置)

第5条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間に在任する。

(委員の選任)

第6条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

2 **案1** <選任時期に関する規定を特に設けない>

〔都道府県議長会〕

案2 常任委員及び議会運営委員は、選任事由が生じたとき、速やかに選任する。

案3 常任委員及び議会運営委員は、会期の始めに選任する。

〔従来の法の規定〕

3 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が所属を変更することができる。

4 第1項ただし書の規定により委員を指名したとき及び前項ただし書の規定により常任委員の所属を変更したときは、議長は次の会議においてこれを報告しなければならない。

(公聴会開催の手続)

第22条 (略)

2 前項の承認をしたときは、議長は、その日時、場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(注記) 会議規則で公聴会の規定を盛り込む場合、表現を統一させるために必要な改正

(特別委員会の設置)

第5条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

(委員の選任)

第6条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

2 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が所属を変更することができる。

3 第1項ただし書の規定により委員を指名したとき及び前項ただし書の規定により常任委員の所属を変更したときは、議長は次の会議においてこれを報告しなければならない。

(公聴会開催の手続)

第22条 (略)

2 前項の承認をしたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうする案件を公示する。

議会運営検討協議会第2回報告書（抜粋）

1 検討結果

当協議会では、本件について調査・検討を行ったところ、次のとおり、協議会としての結論に至った。

(1) 予算審査に係る運用面の更なる充実・改善を図るため、現行の予算審査特別委員会の形式等を踏襲しつつ、次のとおり、運用の見直しを行うべきである。

ア できるだけ早期の予算案の公表及び早期の予算議会の開会に努めるよう市長側に要請すること。

イ 各会派に対する当初予算案の事前説明を行う機会を設けるよう市長側に要請すること。

ウ 予算議会において、代表質問終了後から予算審査特別委員会までの日数を、現行の1日から3日空けるよう見直すこと。

エ 既存の常任委員会を活用し、各所管局から、実行計画実施結果及びサマーレビューに関する報告を受ける機会を設けること。

オ 総務委員会での一般会計補正予算の議案審査において、必要に応じ、関係理事者として所管局職員の出席を可とすること。

「予特委員会の常設化」に関する各会派の見解

平成24年10月2日現在

| 各 会 派 の 意 見 | |
|-----------------------|---|
| 自 民 党 | <p>・おおよそ協議会の報告書の協議結果を踏襲できるのではないかと考えている。 協議結果のエのうち、実行計画の実施結果の各常任委員会での報告の実施については、現状でも総務委員会において報告を受けており問題はないと思うが、サマーレビューの各常任委員会での報告の実施については、報告の機会を設けるという規定にしてまで縛る必要はないのではないかと現段階では考えている。</p> |
| 公 明 党 | <p>・おおむね協議会の報告書を認めていきたいと思っている。 サマーレビューについては、予算の中間報告であり、できる限り市民も情報の共有化が図られるような取扱いで実施してもらいたいと考えている。</p> |
| 民 主 党 | <p>・予算の最終的な議論は予算審査特別委員会で行われるが、事前に当局の考え方を把握し、より充実した予算審査を行うことができるよう、会派で議論して協議会での議論をお願いしてきた経過がある。いろいろ課題はあると思うが、当局も含めて協議会の報告書の方向性で実効あるものとなればよいと考える。</p> |
| 共 産 党 | <p>・協議会の協議結果のうちエについては、実施した場合にはどのような状況になるのか確認したいと思うが、おおむね報告書の内容でよいと考える。</p> |
| み ん な の 党 | <p>・団で協議を行ったが、実行計画の実施結果は、現在総務委員会で一括して説明がされており、それを各委員会に分けて実施することは可能ではないかと考えている。 サマーレビューについては、来年度予算をいち早く理解するためにも各常任委員会で報告を受けたいと考えており、協議会の報告書の扱いでお願いしたい。</p> |

議会運営検討協議会第3回報告書（抜粋）

1 検討結果

当協議会では、本件について調査・検討を行ったところ、次のとおり、協議会としての結論に至った。

なお、「意見書の提出を願意とする陳情を委員会付託しないこと」については、委員から慎重な立場からの意見もあったことを付記する。

(1) 請願・陳情の審査等の取扱いに関するあり方については、次のとおり、3項目の見直しを行うべきである。

ア 意見書の提出を願意とする陳情については、委員会付託しないこととすべきである。

あわせて、意見書の提出を願意とする陳情を受理したときは、議長は各会派にその写しを送付する扱いとすべきである。

なお、本件については、委員から慎重な立場からの意見もあった。

イ 意見書の提出を願意とする請願の委員会審査における出席理事者については、局長の出席を求めず部長級以下の職員とすることもできるよう出席理事者の範囲の見直しを図るべきである。

ウ 「委員会審査になじまない」と委員会が判断した請願・陳情については、不採択とすることができる」ことを議会運営の手引きに明記すべきである。

「交渉会派の人数」に関する各会派の見解

平成24年10月2日現在

| 各 会 派 の 意 見 | |
|-----------------------|---|
| 自 民 党 | <ul style="list-style-type: none"> ・他都市の状況も考慮すると、60人規模で5つの常任委員会であれば、全常任委員会に会派から委員を選出できる程度の人数とすることが妥当と考えるため、5人と規定できればよいと考える。 |
| 公 明 党 | <ul style="list-style-type: none"> ・会派で検討したが意見が若干分かれており、本日の各会派の意見も踏まえて再度議論したい。 |
| 民 主 党 | <ul style="list-style-type: none"> ・会派では結論に至らなかったため、議論のためもう少し時間をいただきたい。 |
| 共 産 党 | <ul style="list-style-type: none"> ・一人会派も認めるべきとの立場をこれまでも堅持してきた。そういった立場から交渉会派の人数は慎重な検討が求められていると認識しているので、そのような扱いをお願いしたい。 |
| み ん な の 党 | <ul style="list-style-type: none"> ・団会議で検討したが、現状の3人として審議を進めてみたらどうかとの結論になった。また、議会運営の手引きにおける議運の選出会派の規定にも関係してくるため、その点も含めながら慎重な審議を願いたい |

発言通告の締切時間の取扱い

| | | |
|----|-------------------------|--------|
| 1 | 代表質問 | 午後 1 時 |
| 2 | 市長提出議案に対する代表質疑 | 午後 1 時 |
| 3 | 議員提出議案、意見書案、決議案に対する代表質疑 | 午後 3 時 |
| 4 | 一般質問 | 午後 1 時 |
| 5 | 討論 | 午後 3 時 |
| 6 | 議員提出議案、意見書案、決議案に対する討論 | 午後 3 時 |
| 7 | 審査中の請願・陳情にかかわる代表質問 | 午後 3 時 |
| 8 | 予算審査特別委員会質疑 | 午後 1 時 |
| 9 | 決算審査特別委員会質疑 | 午後 1 時 |
| 10 | ディスプレイ使用申し出 | 午後 3 時 |
| 11 | 物品使用等申し出 | 午後 3 時 |

【参考：これまでの経過】

◎ 午後 3 時から午後 1 時への見直し

- 平成 23 年第 3 回定例会から（※震災に伴う暫定措置）
代表質問、市長提出議案に対する代表質疑、一般質問、予算審査特別委員会質疑、決算審査特別委員会質疑
- 平成 23 年第 5 回定例会から（※正式決定）
代表質問、市長提出議案に対する代表質疑、一般質問、予算審査特別委員会質疑、決算審査特別委員会質疑